

飼料製造設備等の特別償却の償却限度額の計算
に関する付表（措法44の8、68の24の2）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

特別償却の種類	1	44条の8第()項 68条の24の2第()項	44条の8第()項 68条の24の2第()項	44条の8第()項 68条の24の2第()項
事業の種類	2			
(機械・装置の耐用年数表の番号) 飼料製造設備等の種類等	3	()	()	()
飼料製造設備等の名称	4			
設置した工場、事業所等の名称	5			
取得等年月日	6	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	7	平・	平・	平・
購入先	8			
取得価額	9	円	円	円
特別償却率	10	$\frac{6、9、12又は18}{100}$	$\frac{6、9、12又は18}{100}$	$\frac{6、9、12又は18}{100}$
特別償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等	飼料製造設備等 農林水産大臣の 証明年月日	13	平・	平・
	高度化計画の 認定年月日	14	平・	平・
	認定法人の長の 証明年月日	15	平・	平・
	共通事項 その他参考となる事項	16		

特別償却の付表（十六） 平十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特別償却の付表（十六）の記載の仕方

- 1 この付表（十六）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の8《飼料製造設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の24の2《飼料製造設備等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、飼料製造設備等又は製造過程管理高度化設備等（以下「飼料製造設備等」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
 - 2 「特別償却の種類1」は、措置法第44条の8各項、又は第68条の24の2各項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、()内には、該当項を記載してください。
 - 3 「事業の種類2」には、飼料製造設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
 - 4 「飼料製造設備等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、飼料製造設備等の種類、構造、細目等を記載します。また、その飼料製造設備等が機械及び装置である場合には、()内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
 - 5 「飼料製造設備等の名称4」には、飼料製造設備等に該当する資産の名称を記載します。
 - 6 「取得価額9」には、飼料製造設備等の取得価額を記載します。

ただし、その飼料製造設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法又は積立金勘定に積み立てる方法により経理しているときは、その繰入額又は積立額（繰入限度超過額又は積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
 - 7 「特別償却率10」の分子は、次の場合に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。
 - (1) その資産が措置法第44条の8第1項（又は第68条の24の2第1項）に定める飼料製造設備等に該当する場合
 - イ その飼料製造設備等が租税特別措置法施行規則（以下「措置法規則」といいます。）第20条の12の2第1項第1号に定める設備である場合…「18」
 - ロ 上記イ以外である場合…「9」
 - (2) その資産が措置法第44条の8第2項（又は第68条の24の2第2項）に定める製造過程管理高度化設備等である場合
 - イ その製造過程管理高度化設備等が措置法規則第20条の12の2第2項に定める機械及び装置である場合…「12」
 - ロ 上記イ以外である場合…「6」
- 8 「償却・準備金方式の区分12」は、その飼料製造設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「飼料製造設備等」の「農林水産大臣の証明年月日13」には、その製造設備等が牛用飼料の製造工程と他の家畜用飼料の製造工程との分離のために取得等をされたものであることにつき農林水産大臣から証明を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「製造過程管理高度化設備等」の各欄は次により記載します。
 - イ 「高度化計画の認定年月日14」には、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第8条第1項に規定する高度化計画に係る認定を受けた年月日を記載します。
 - ロ 「認定法人の長の証明年月日15」には、建物及びその附属設備並びに機械及び装置が、措置法第44条の8第2項（又は第68条の24の2第2項）の規定に該当するものである旨の食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第8条第1項に規定する認定法人の長の証明を受けた年月日を記載します。
 - (3) 「共通事項」の「その他参考となる事項16」には、その資産が飼料製造設備等に該当する旨等参考となる事項を記載してください。